



平成 25 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 御 園 座  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 栄 胤  
(コード番号：9664 名証第 2 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 人 事 部 長 宮 崎 敏 明  
(TEL：052-222-8201)

## 事業再生 ADR 手続の利用申請および受理ならびに 名古屋証券取引所への上場維持に向けた方針に関するお知らせ

当社は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、このたび、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。）を利用することとし、本日、事業再生 ADR 手続の取扱団体であり、法務省および経済産業省より認証・認定をうけている、事業再生実務家協会（以下、「JATP」といいます。）に対して、事業再生 ADR 手続の正式申込みを行い、同日受理されましたので、お知らせいたします。また、同日付で、JATP との連名にて全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書（借入金元本の返済一時停止等の通知書。以下、「一時停止通知」といいます。）を送付いたしました。

事業再生 ADR 手続は、当社のお取引金融機関を対象として進められる手続ですので、現在当社とお取引させていただいている一般のお取引先の皆様には何ら影響を及ぼすものではございません。また、この度の事業再生 ADR 手続においては、借入金元本の弁済期限の延長の実現を目的としており、債務免除、デット・エクイティ・スワップ、減資等の権利変更は予定しておりません。

当社は、当社株式の上場取引所である名古屋証券取引所の定める規定に則り、事業再生 ADR 手続の活用により、事業の再構築とともに名古屋証券取引所への上場維持も目指す方針です。

当社におきましては、役職員一丸となって本手続の成立および当社の再生に向け取り組んでまいり所存ですので、株主の皆様、お取引金融機関をはじめ関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

当社が事業再生 ADR 手続の申請に至った経緯及び申請概要は以下のとおりです。

### 記

#### 1. 当社が事業再生 ADR 手続の申請を行うに至った経緯

##### (1) これまでの事業再建への取り組み

当社は、明治 29 年 6 月、名古屋劇場株式会社御園座として創業して以来、歌舞伎をはじめとした演劇公演を主要な事業として、お客様の満足にお応えできるよう邁進してまいりました。

しかしながら、近年の演劇業界を取り巻く環境は、サブプライムローン問題に端を発した金

融市場の混乱や景気全体の急速な冷え込みにより、厳しい状況で推移しました。

当社は、このような事業環境のもと、平成 21 年 8 月に経営の立て直しと業績向上を目的として「経営再生プロジェクト」を発足させ、最大限の努力をしております。

しかしながら、当社の業績を抜本的に改善するには至らず、平成 19 年 3 月期より 6 期連続で連結当期純損失を計上した結果、平成 24 年 3 月期には約 338 百万円の連結債務超過に陥りました。また、長期借入金の返済を進めることが困難な状況となったことから、長期借入金金融機関 5 社（債務総額：700 百万円）に対して、平成 22 年 9 月以降、5 回にわたり、返済停止及び停止期限の延長を要請致しました。

このような状況を受け、当社は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生 ADR 手続の活用を決断いたしました。

## (2) 事業再生 ADR 手続の申請及び今後の方針

当社は平成 25 年 2 月 28 日開催予定の「第 1 回債権者会議」において、一時停止通知への同意（追認）等をお願いをする予定です。また、その後、事業再生 ADR 手続の中で、全お取引金融機関と協議を行うにあたり、JATP に公平中立な立場から調査・指導・助言をいただきつつ、当社事業再生計画案を策定し、平成 25 年 4 月 26 日開催予定の第 3 回債権者会議において、全お取引金融機関の合意による事業再生 ADR 手続の成立を目指します。

当社は、事業再生 ADR 手続において借入金元本の返済期限の延長の実現を目的としており、債務免除、デット・エクイティ・スワップ、減資等の権利変更は予定しておりません。

同計画案の内容につきましては、その具体的な内容が決まり次第お知らせいたしますが、現状の劇場「御園座」を構える御園座会館を再開発し、新たな機能を備えた施設とすることで、事業の再構築を図ります。再開発期間中は、外部劇場にて公演活動を継続いたします。

## (3) 上場に関する方針について

当社は、平成 24 年 3 月末において、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」第 2 条第 1 項第 5 号（債務超過）に該当し、上場廃止の猶予期間に入っており、平成 25 年 3 月末において債務超過の状態が解消されない場合、原則として上場廃止となります。

しかしながら、同号およびその関連規定の定めにより、事業再生 ADR 手続において、原則として平成 26 年 3 月末までに債務超過を解消する再生計画を策定し、当該再生計画に基づいて事業再生 ADR 手続が成立した場合には、当該規定に定める所定の手続きを経て、さらに 1 年間、猶予期間の延長が認められ、同再生計画の実行による債務超過の解消を以って、上場が維持されることとなります。当社としましては、上記規定を満たす再生計画を策定のうえ、お取引金融機関の同意を求め、同再生計画の実現により、同取引所への上場維持を図っていく所存です。

## 2. 今後のスケジュール

事業再生 ADR 手続のスケジュールは以下を予定しております。なお、下記スケジュールは手続の進捗状況等により、変更される可能性があります。

平成 25 年 2 月 28 日	第 1 回債権者会議（事業再生計画案の概要説明・一時停止の追認）
平成 25 年 4 月 1 日	第 2 回債権者会議（事業再生計画案の協議）
平成 25 年 4 月 26 日	第 3 回債権者会議（事業再生計画案の決議）

以上